

## 酒 類 製 造 免 許 ( 法 人 成 り 等 ) 申 請 書 ( B ) チェック表

## 《製造免許申請書次葉及び添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
製造免許申請書次葉1 「製造場の敷地の状況」	法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか		
製造免許申請書次葉2 「建物等の配置図」	敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか		
製造免許申請書次葉3 (別紙)「製造方法」	・ 製造工程図、製造方法の概要等が明記されているか ・ 仕込み配合について、各仕込ごとの「1仕込製造方法」が添付されているか		
製造免許申請書次葉4 「製造場の設備の状況」	製造場の設備について、全て記載されているか		
製造免許申請書次葉5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」	・ 原料の入手状況等が記載されているか ・ 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか ・ 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		
製造免許申請書次葉6 「『酒類の販売管理の方法』 に関する取組計画書」	酒類販売管理者の選任予定者の氏名、役職等が記載されているか		
酒類製造免許の免許要件 誓約書(酒税法10条の規 定に該当しない旨)	誓約すべき者の漏れ(例えば、法人の監査役など)はないか	注1	
申請者の履歴書	・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか	注2	
定款の写し	申請者が法人の場合、添付されているか	注2	
賃貸借契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注3	
地方税の納税証明書	・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか	注4	
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか(個人の場合は収支計算書)	注5	
酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類	例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講事績を証する書類など、客観的事実を明確にするものが添付されているか		
土地及び建物の登記事項証明書	申請製造場にかかる全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか	注6	
既存の酒類製造者の酒類製造場についての書類	酒類製造場についての書類(所在地、名称、免許酒類(品目別)、免許年月日、免許の期限、免許の条件) ・ 法人成り又は営業承継の場合には個人当時の免許者の酒類製造場についての書類 ・ 合併の場合には合併に関する全法人の酒類製造場についての書類 ・ 営業譲受の場合には申請者及び営業譲渡者の酒類製造場についての書類 ・ その他の場合には上記に準ずる。	注6	
その他参考となるべき書類	(1) 法人成り等についての契約その他その内容が明らかとなる書類の写し (2) 会社法の規定により総会の議決を必要とするものについては、その総会の議事録の写し (3) 公正取引委員会に届出を要するものについてはその届出受理書の写し	注7 注8	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。)を記載する。

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。  
2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。  
3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。  
4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。  
5 過去3年分の確定申告書(添付書類を含む。)を税務署に提出している場合には添付を省略することができる。  
6 次に掲げる場合等で既提出資料により事実確認が可能であると税務署長が認めた書類については、個々の書類ごとに、添付を省略することができる。  
(1) 既存の酒類製造者が吸収合併した場合で、当該者の既免許製造場と同一場所である場合  
(2) 営業譲受けて譲受者が既存の酒類製造者である場合で、当該者が申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合等  
7 これらの書類については、会社分割(会社法(平成17年法律第86号)第5編第3章第1節(吸収分割)及び同第2節(新設分割)の場合に限る。)の場合は、吸収分割契約書又は新設分割計画書の写しを添付することとして差し支えない。  
8 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。